

## 平成27年度第2回伊予市環境審議会

平成27年6月24日（水）

市役所 3階 第2委員会室

出席委員：会長 中安 章・副会長 藤岡政晴・對尾眞也・水木一弘・大森幸子・嶋田 崇・西尾隆志・久保繁行・前野洋子（9人）

事務局：産業建設部長 隅田英久・環境保全課 出来和人・窪田春樹・向井大昌・下水道課 向井英文・岡市裕二・大塚直人

傍聴者：2人

午後2時00分 開会

○事務局

それでは、ただいまから平成27年度第2回伊予市環境審議会を開催させていただきます。

開会に当たり、隅田産業建設部長より挨拶を申し上げます。

○事務局

本日は、平成27年度第2回伊予市環境審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

まず、第1回の環境審議会では、合併処理浄化槽整備促進に関する事業の一本化につきまして熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

本日は、審議いただきました内容及び概要などについて事務局より説明いたしますので、引き続き御審議いただきますようお願いをいたします。

また、昨年度第4回の審議会で、概要説明を行いました資源ごみ回収活動事業及び資源ごみ回収処分事業の見直しについては、合併前から資源ごみの回収活動を奨励する目的で取り組んできた事業も、合併10年を迎え、これまで同様の活動を推奨し続けることがごみの資源化を生み、減量化の推進並びに意識の高揚にもっとも効率的な制度と言えるのか、今後の事業手数料のあり方について諮問をいたしたいと思っております。詳細につきましては、事務局より説明を行いますので、御審議をいただくことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いをいたします。

○事務局

本日の審議会には、1名の委員から欠席の連絡を受けておりますが、会議の成立要件を満たしておりますので、報告いたします。

また、傍聴要領に基づき、市のホームページにて審議会の案内告知を行ったところ、希望者が2名おられましたことから、先日、会長に報告して了承を得たため、本日傍聴いただいております。

議事に入ります前に前回の会議録について、事務局が取りまとめたものをお手元に配付しております。取りまとめ内容について何か質問や確認等がございましたら、7月1日までに事務局へ連絡をお願いいたします。事務局で所要の修正等を行い、市のホームページに掲載することにいたします。

それでは、これから進行を中安会長をお願いいたしたいと思います。中安会長、よろしくお願いいたします。

●会長

前回に引き続いての審議と新たなものを含め、議事を中心は1番、2番になると思うので、よろしくお願いいたします。会議は1時間半か長くて2時間ぐらいと思っているので、皆様の御協力よろしくお願いいたします。事務局は、出来るだけ要点を押さえて簡潔に述べ、委員からの意見交換の時間を多くとりたいと思うので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従って進めます。

初めに、議事の1、合併浄化槽の整備計画に関する事業の一本化について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、合併浄化槽の整備計画に関する事業の一本化について説明いたします。

○事務局

まず、お手元にお配りしています資料の確認をお願いします。

1つ目は、資料1、A4横1枚の合併浄化槽に関する事業の一本化について、2つ目は、資料2、A4縦2枚一組の県内市町浄化槽整備事業調べ、以上を配付しております。よろしいでしょうか。

それでは、説明に移ります。

資料1、合併浄化槽に関する事業の一本化についてをご覧ください。第1回審議会において皆様に審議いただきました意見等を集約しましたので、対応策等について説明いたします。

まず、今後の事業の方向性については、①現在の2事業を継続、②市設置型への一本化、③個人設置型への一本化の3つについて審議いただきました。いずれの場合でも、合併処理浄化槽事業実施による市民負担の平等性を考慮しなければならないことは、審議会として確認されたと思います。

そのことを踏まえ、①現在の2事業の継続については、個人設置型による個人負担と市設置型による個人負担がおおむね同等となるよう、市設置型の分担金及び使用料の値上げを行う必要があることが問題として上げられました。個人設置型による個人負担と同等の負担を市設置型でも求めるとした場合、今後、補助が一定増額されたとしても、分担金及び使用料についてかなりの値上げが必要になることが予想されます。

具体的には、設置費用の場合、浄化槽本体で考えると、5人槽の設置費が80万円として、

個人設置型の場合は補助金19万9,000円なので、差し引き約60万円の個人負担、市設置型の場合、個人負担は分担金13万円ですから、事業による差額は約47万円となります。個人設置型の補助を一定増額したとしても、差額の縮小は難しいと考えられます。

また、維持管理費については、個人設置型の場合、年間約5万円、市設置型の場合は使用料で賄っており、平均で3人世帯として考えた場合、年間約4万円で、差額は約1万円ですが、ブローカーなどの修繕費用も使用料に含まれているので、1万円以上の差額があると考えられ、一月最低でも1,000円程度の大幅な使用料の値上げが必要となります。以上のことから、市設置型の分担金及び使用料の値上げは、現実的に困難であると考えられます。

次に、②市設置型への一本化については、市費の投入が増加、これまで設置している個人設置型の取り扱い、個人敷地内における市財産の取り扱いという問題があります。中でも市費の投入増加については、市の財政状況を考えますと、今以上に浄化槽事業へ市費の投入を行うことは困難な状況である上に、市設置型への一本化となると、設置及び維持管理等に係る市負担費用が増加することとなり、非常に難しい状況と考えられます。

最後に、③個人設置型への一本化については、双海・中山地区の負担増、浄化槽の維持管理、適正に維持管理されない浄化槽による環境問題などが上げられました。

双海・中山地区の負担増については、合併浄化槽整備に関する市民負担をどの地区においても平等にするための事業一本化である旨の説明を丁寧に行い、理解いただきたいと考えておりますとともに、委員より指摘のありました合併浄化槽設置補助制度についても見直し、検討を行いたいと考えております。整備事業の一本化については、1年間程度周知を行った後、実施出来ればと考えております。

なお、合併浄化槽への転換促進問題についても、補助制度の見直しに転換分も含め検討を行うこととし、さらなる促進に努めたいと考えております。

資料2、県内市町浄化槽整備事業調べをご覧ください。

1枚目が、県内の浄化槽設置整備事業（個人設置型）を実施している市町状況を取りまとめたもので、2枚目は、市町村整備推進事業（市町村設置型）について取りまとめを行ったものです。

1枚目の浄化槽設置整備事業（個人設置型）について、表にあるように、市町により実施対象及び補助額は一定ではありませんが、今後の補助制度見直しに関し、他市町の実施状況を参考に合併浄化槽整備が進むよう検討したいと考えております。

続きまして、2枚目、市町村整備推進事業（市町村設置型）について取りまとめをいたしました。

現在、県内で市町村設置事業を実施しているのは、伊予市を含め5市町ございました。そのうち個人設置型と市町村設置型を実施しているのは、伊予市と鬼北町のみです。鬼北町担当者に問い合わせを行いました。個人設置型は年間数基を予定しているだけで、ほとんど市町村

設置型にて実施しているとのことで、2つの事業実施による個人負担差額の問題は、担当者として問題意識はあるものの、具体的な解決策の検討には至っていないとのことでした。

また、個人設置型は実施していませんが、八幡浜市に浄化槽使用料について伺ったところ、以前は伊予市と同じ人数割で使用料を定めていたけれども、財源が使用料だけでは賄えない状況であったため、設置した浄化槽人槽での使用料に変更したとのことでした。ただ、以前より収入は増加したものの、一般会計からの繰り入れをしなければ維持管理が出来ない状況であることには変わりがないとのことでした。

次に、市設置型浄化槽の維持管理についてですが、事務局としては、一定の周知期間が必要であると考えており、庁内で検討を行い、個別説明等により理解をいただき、個人管理へと移行出来ればと考えております。

また、適正に管理されていない浄化槽による環境問題については、浄化槽を適正に機能させるためには維持管理が大切であり、使用者として当然行わなければならないことと併せ、汚水が環境に及ぼす悪影響などについて啓発を行うとともに、適正に管理されていない浄化槽の指導を引き続き行って参りたいと考えております。

市の環境問題に係わる事項ですので、個人に任せてしまう訳ではなく、市としても、限りある財源を利用し、市民と共に住みよい伊予市となるよう、今後も取り組んで参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。審議をよろしくお願ひします。

#### ●会長

事務局の説明について、他市町の実施状況などを調べた上で、事業をどのように持っていくかについても整理してもらった。皆様の意見をいただきたい。

#### ◎委員

事務局から他市町の状況、前回の意見集約についてまとめた発表があったが、前回は平成22年に双海地区に市設置型が導入をされた経緯について尋ねたが、明確な回答がなかった。私なりに過去の担当者等に確認したところ、平成22年に中山地区で年間10戸以上の確保が出来なくなり、基本的に20戸以上の整備でないと国の交付金が受けられないが、3年以上継続して50戸以上整備した場合は10戸以上で受けられるので、どうするかが1点問題になったそうだ。

2点目は、双海地区には、海岸線で急傾斜地が多い。八幡浜も急傾斜地が多いので、浄化槽整備を個人設置型では実施しにくいので、市設置型を導入している経緯がある。非常に庭が狭く設置が出来ない所が、双海地区には多いという状況があったようだ。

3点目は、個人設置型の場合、管理がされておらず、汚泥が河川に流出する等のケースもあり、合併前に町として検討した経過があったようで、区長会に再度意見の集約を依頼し、最終的に双海地区も市設置型を導入した経緯だということも踏まえ、今回、協議検討する必要があるのではないかと思う。間違った点があれば、指摘いただきたい。

それから、今回、市設置型と個人設置型の市民負担の不公平が問題になっているが、公共下水道での負担が合併浄化槽の負担と比べてどうなのか。あるいは、農業集落排水施設の負担がどうなのか。合併浄化槽負担の公平性だけを検討していると、公共下水道と合併浄化槽とはどうなのか。合併浄化槽だけでなく、全体的な排水に関する市民負担の公平性についても、今回検討しないと、次に公共下水道と合併浄化槽との負担が違うから不公平ではないかと問題が出ていけない。何年か前にそれぞれの負担を調査したと聞いているので、資料提示をお願いしたい。

●会長

事務局から説明を願う。

○事務局

全てではないですが、説明いたします。

まず、1点目の平成22年に双海地区へ対象区域を広げたことについてです。文書等での確認を行っておりませんが、1点目の年間10基以上の制約があるのは、間違いございません。中山地区だけでは年間10基をクリア出来そうにないので、双海地区を対象にという検討を行ったことは、聞いております。

2点目の海岸、山間部等の設置場所が狭いことについては、市設置型でも個人設置型でも、浄化槽を設置するスペース自体は変わらないので、ウエートの的には大きくはないのではないかなと考えられます。

3点目の個人管理がなされていないことですが、前回でもありましたように、個人が管理をするのが基本であり、それが出来ていないから市が行うというのは、考えにくいものです。国の補助を受けるため、年間10基整備の基準クリアが大きな要因であったと聞いております。

公共下水道、農業集落排水などとの負担の違いについてですが、今回、環境審議会で審議をお願いしました背景は、第1回でも説明いたしましたが、一般廃棄物処理基本計画に合併処理浄化槽整備を推進するとしており、方法として生活排水処理基本計画に市設置型と個人設置型の二通りで行うとしておりますので、計画変更に関して、今回、諮問いたしましたものです。

市民負担の平等性についてですが、農業集落排水、公共下水道などは、使用料の改定を適宜実施しており、使用料での維持管理を目指しております。指摘いただいた何年か前の調査資料については、確認出来ておりません。

◎委員

それは分かる。ただ、公共下水道にしても例えば100戸、200戸の為に何億という金額で行っているのに対し、合併浄化槽整備は市の財政が厳しいから縮小しなくてはならない。それも分かる。ただ、生活排水については市の財政も含め総合的に考えないと。公共下水道が出来ない地区は、合併浄化槽で行う以外ない。そうすると、果たして今の負担が公共下水道とかと比べてどうなっているのか。公共下水道等は、繋げば水道使用量に見合う料金を払っているような

ので、実際に処理費が賄えているのかどうかも、ある程度出してもらわないと。合併浄化槽は個人が管理をし、個人が汚泥も全部処理している。設置後は個人完結だ。一方で公共下水道は、実際に使用料で賄われているのかどうか。賄われていない場合、市費を投入しているのであれば、そこにまた、不公平感が出てくる。もっと広い視野でトータル的なことも出してもらわないと、ただ合併浄化槽だけを一本化と言っても、市民の理解は得られにくいのではないかと感じたので、意見として言わせてもらった。そういう問題も背景にあることは、事務局も把握してもらわないと、同じ市民でありながら、負担が余りにも違うとなると、次に問題になると思うのだが。

○事務局

若干、説明いたします。公共下水道は平成7年から供用開始をし、都市計画区域を整備する計画でスタートしました。国費等補助により整備を進める上で、事業認可を受け整備区域を決めておりますが、認可に関しては上下水道運営審議会でのどの地区を整備すべきか、どこまで整備する必要があるのかなど、審議がなされております。直近の審議会では、今後、整備する計画を一部縮小すべきではないかと答申いただき、全体計画を縮小したこともありますので、公共下水道の整備等に関しては、上下水道運営審議会で審議、答申いただいた上で、方針を決定することになります。

◎委員

公共下水道について、地方債や施設の維持管理費の問題で住民負担は人口減少とか高齢化によって当然、増えるだろう。公共下水道ではなく、合併浄化槽に頼らざるを得ないのは分かるが、市ではPFIとか民間のノウハウや資金を活用するという方法はとっていないのか。

○事務局

今は、とっておりません。

◎委員

活用する予定は、将来的にないのか。

○事務局

合併浄化槽に関して、市設置型の実績は約300基です。PFI制度について、公共事業で活用すべきでないかと言う意見も承知しておりますが、事業実施、管理者のノウハウを生かして経費節減を行うところが大きな点であると認識しております。しかしながら、今の合併浄化槽基数では、革新的に変わることはないのではないかと考えております。

◎委員

確認だが、現在実施している市設置型で自分の敷地に設置する余裕がない場合、2戸、3戸が合同で設置をし、場所を確保し、そこへ個人が繋ぐ方法は、交付金の対象にならないのか。そういうことが出来なければ、急傾斜地とか設置出来ないところは残ってしまう。設置出来るところは、個人設置型一本化もやむを得ないと思うが、そういうところは何とかしないと、出

来るところは出来るが、条件の悪いところは残ってしまう。市設置型の基準に複数単位で新設というのはどうなのか。

◎委員

双海だが、小網地区は坂になっている。そして土地がない。何軒かがまとまって土地を確保し実施したらどうかとの意見も聞いたので気にしていた。

○事務局

浄化槽市町村設置整備推進事業の実施要綱で、地形等の特殊条件により戸別に浄化槽が設置出来ない場合は、複数戸に1基の浄化槽を設置しても差し支えないとあるので、設置可能だと考えております。

◎委員

中山では、15戸程度の簡易浄化槽で、終末処理排水をしている。少し大きい集落は、集落下水道で進めていた。町内は特定環境公共下水道事業だが、市設置型と同等のお金を納めれば実施していた。公共下水道と合併浄化槽との差について言われると、しんどい感じはする。

◎委員

合併浄化槽に転換しやすい体制をつくるのが目的なので、含めて検討しないと。県内、どこも財政は厳しい。厳しい中、それぞれの方策で行っていると思う。市設置型を実施している所は、非常に急傾斜地が多く平地がないので、非常に効果がある訳だ。一本化によって、転換が進まなくなると意味がないので、そのことも念頭に置いて検討すべきではないかと思う。

○事務局

現在、市設置型で個人分何軒かで使用しているものは、ないのですが。

◎委員

佐礼谷の分は。

○事務局

農林水産省の事業実施分で、市設置型とは別です。

◎委員

そういうやり方もあったことを紹介したかった。

○事務局

敷地がない場合は、借地等で土地所有者の同意を得れば、工事は可能です。ただ、借地が出来るのであれば個人設置型でも出来るので一緒だと思います。

それと、資料2ですが、県内の状況は、個人設置型での整備が多いので、そのことも加味し、一本化するのであれば個人設置型ではないかと、諮問いたしたものです。

◎委員

平地がほとんどない伊方町や八幡浜市では、市設置型を導入している経緯がある。伊予市でも、中山、双海地区は、個人設置型では実施しにくい所があるので、知らなければ申請しない

訳だから、啓蒙を行うべきではないか。伊予市の場合、都市部も山間部もある訳だから、財政面も確かに分かるが、多少負担を上げて、導入しやすい体制も考える必要があると思う。

●会長

ほかに意見はないか。

◎委員

双海地域だが、上灘の中心地とか小網、下灘の中心地は、敷地一杯に家が建っている。住宅が密集している状況で、どこかへ合併浄化槽を据えなければならず、個人で据えようとしても据わらないとなると、高齢化などで出来る空き家などを借りれば据えられないこともないが、推進して行く為には、区長とか、推進チームも含めて考える必要があると思うが。

●会長

意見について、いかがか。

○事務局

これまで市設置型の実績が300基程度ありますが、数戸で集合処理の相談は、近々ではないのが実情です。先ほどお話がありましたが、中山の源氏地区は簡易排水施設整備事業で行っています。整備出来ない所については、今後、検討して行くべきと思っております。

◎委員

やはり、地域ぐるみで整備に努めなくては、効率的に機能的な事業が出来ないと思うので、今、答えられたような形で進めたほうが良いと思う。

●会長

今までの意見から、高齢者世帯が増える地区や取り残されてしまう家も含め、一本化の場合、検討せざるを得ないと感じる。

取り残される所がなくなるような状況と、地域ぐるみで考えていけるような土台づくりをすることを含め、地区に対して周知を行う必要がある。その関係から、もう少し関係資料を提示してもらった必要がある気がする。そのことを含め、審議日程をどうするか。

○事務局

市全体の排水問題の解消、きれいな水にすることになると、農水省の補助を使っただけの整備など、どういったものがあるか、市として取り組みを検討させていただければと思います。

○事務局

個人設置型と市設置型の不公平については、おわかりだろうと思います。財政が豊かであれば良いのですが、年々財政が逼迫する中では、市設置型を推し進めて行くのは困難な状況です。増して管理も市が全て行うことは、現実的ではないと考えます。個人が責任を持って維持管理していただくのが義務でもあるし、責務であると考えています。ただ、個人設置型にシフトをした場合、金額は検討する必要があると思いますので、理解いただきたいです。

◎委員



管理は個人が行うのが基本だが、公共下水道と合併浄化槽とでどれぐらい差があるのか、ある程度公平性が保てるようにしていかないと、市の財政が厳しいからでは審議する必要がなくなる。市も無駄は省いて必要なところへ回し国や市の交付金制度で合併浄化槽の普及が進むよう、地域性も取り入れたことを考えてもらわないと。一本化はいいとしても、そういう方法も要領等の中で考えてもらおうと、ある程度、公平性も保てると思う。

○事務局

公共下水道に関しては、平成7年から供用開始しており、終末処理場1カ所で都市計画区域を整備処理する全体計画で終末処理場を建設し、流末から管渠整備等を行っています。全体計画をもとに整備を行っておりますので、現在、利用されている方に幾らかかっているのかは、非常に出しにくいものです。

公共下水道整備の考え方は、受益者負担金制度があり、1平米につき350円の受益者負担で事業を進めています。管理については、公共下水道と農業集落排水などは逐次、使用料改定等を行っている現状です。

◎委員

公共下水道の受益者負担金は、例えば200平米の土地で考えると7万の負担。市設置型は十数万、個人設置型は約60万の負担で、比較をすれば差がある。財政が厳しいのであれば、負担も当然上げないと、市民負担の公平性は保てない。同じ市民として、公共下水道も財政が厳しいのであれば、当然、負担金も取っていくべきだろう。そうでないと、不便な地区の住民は個人負担を多く出し、便利なところは個人負担が少なく済むという不公平感をあわせて考えていかないと、ただ財政が厳しいから縮小して抑えるという発想では、だめだと思う。生活排水問題を総体的にとらえ、市民負担が公共下水道、農業集落排水あるいは合併浄化槽でどうなっているのかを、参考資料として出してもらいたい。

個人設置型と市設置型で差があるのは分かるが、もっと早い段階で事業の不具合に気づき、提案があれば良かった。合併後10年経過した今、厳しいからと言われても理解しにくい。

○事務局

我々としましても検討を加えて、今回、諮問させていただいたところです。

◎委員

350円の負担以上に接続費とかかかるのでは。

◎委員

100万以上かかるところもある。長さによっても違う。

○事務局

第1柵に繋ぐまでの費用もかかってきますから、一概に安い、高いは判断できないと思います。

◎委員

だから、ある程度、資料が必要だ。合併浄化槽普及で助成措置があるので、ある地区では普及が進むが、ある地区では進まないことを心配する訳だ。

○事務局

公共下水道についても、市の施策として実施しており、農業集落排水や、中山の特定環境保全公共下水道など、いろいろな手法により生活排水に関する整備を進めております。昔の財政状態であれば、当初計画のまま進めるところですが、合併浄化槽処理事業のみならず、公共下水道についても非常に難しい状況で、今の計画整備に関して上下水道運営審議会で今後、どうあるべきなのかを審議いただくこととしております。環境審議会では、生活排水処理基本計画に合併処理の整備方法を記載しておりますことから、一本化に対する意見等をいただきたく、今回、諮問いたしました。

市全ての環境が良くなるよう、市民に満足してもらえる市といたしたいと思っておりますが、限りある財源をどのように有効利用して行くかという事で、公共下水道については上下水道運営審議会で今後について検討していただき、合併浄化槽に関しては、今回、諮問しておりますことに理解いただけたらと思います。

◎委員

かなり細部について話をされている。それについては、永遠と議論が続くと思う。財政的な事柄だが、今後の行政的な財政力について目標若しくは見込みも加味して考えていくことは出来ると思う。

急に良くなることはないと思うし、当分、市の財政はかなり厳しいと思う。その中で、管渠関係について、どれぐらいの負担で、今後どういう見込みなのか聞かせてもらえば、全体的なことを踏まえての審議が出来るし、いろいろな事業についての案が出るのではないかなと思うが、いかがか。

○事務局

今、資料がないので、次回に提示したいと思います。

○事務局

使用料関係とかを見直す必要があるのは当然ですが、そのことについては、上下水道運営審議会で審議いただくということで、ご理解いただきたいです。

◎委員

いろいろ言ったけれども、市の負担を増やすことは出来ないし、縮小しなくてはならない事情も分かるので、個人型設置への一本化という方向は分かる。ただ、地区によって問題点があることも踏まえ、問題が解決するよう付帯事項としてもらいたい。

○事務局

公共下水道につきましては、国交省が進めているアクションプランに基づき、進めさせていただいたと思います。

◎委員

個人設置型に一本化するにしても、そういったものも念頭に置いて、今後進めていただきたい。

●会長

この問題について整理すると、最終的に個人設置型への一本化は審議会としてやむを得ないと思うが、その場合、実施困難な地域での促進についても配慮すべきではないかとのことで、事務局でもう少し整理してもらいたい。基本的な方向性はしっかりと持っておきたいので、よろしく。

また、使用料に関しては、別途審議会に投げかけることにしたい。

◎委員

参考資料として知りたいので、ここで検討する訳ではない。誤解がないようにしてほしい。

●会長

そういうことで、次回までに整理してもらい、次回は結論に持っていきたい。

これで1はよろしいか。

では、2、資源ごみ回収活動・処分事業の見直しについて、事務局から説明を願う。

○事務局

それでは、2番目の資源ごみ回収活動・処分事業の見直しについて説明いたします。

なお、資料の詳細については、後で担当が詳細に説明いたします。

これから、審議をいただく事業は、前回に事務取扱要綱をお目通しいただいた2つの事業で、市内のボランティア団体等が年2回以上、再生可能な古紙類を回収した場合に、1キログラムにつき5円以内の額を支払う「資源ごみ回収活動事業」と、その団体が回収した資源ごみを再回収し、処分手数料として回収業者に1キログラムにつき5円以内の額を支払う「資源ごみ回収処分事業」です。

これらの事業は、伊予市が取り組んでいる資源ごみ回収奨励事業の一環として、市内のボランティア活動団体やコミュニティー活動団体が自主的に行っている再利用可能なごみの回収を奨励し、ごみの資源化・減量化の推進と意識の高揚を図ることを目的に実施しているものです。

これまで可燃ごみとして排出されていたごみが、これら団体の回収活動によって資源になることを意識して排出されるなど、所期の目的どおり、地域や家庭におけるリサイクル意識の向上に貢献している事業と考えています。

しかしながら、他市の状況を見てみると手数料を交付していない自治体もあり、現在県内20市町中、半分の10市町がこうした事業を実施しておりません。実施自治体における手数料の額も様々で、紙類では1キログラムにつき3円・4円・5円となっており、本市では回収団体に3円、回収業者に1円を市長が認めた額として交付しています。

また、近隣では、松前町と砥部町が実施をしているようですが、松山市と東温市は行っていないのが現状です。

そこで今回の見直しに際して、回収団体にアンケートを行ったところ、団体への手数料については、ボランティアの実施やコミュニティーの養成等、団体の設立趣旨に沿った活動経費として有意義に使われているようでした。

一方、回収業者の1キログラムにつき1円の手数料については、いずれの市町も交付をしておらず、本市独自の事業となっていました。そもそもこの事業を継続してきたのは、回収団体の実績確認を回収業者から提出される請求書と突合することで容易に確認できることもあって、回収処分事業を続けてきたようですが、請求方法を変更すれば回収実績も確認が可能となります。

古紙価格も近年は高止まりして、回収業者へは利益の補填的な手数料と考えられるものについては、来年度以降、回収業者への手数料額を0円とすることについて御意見をお聞かせ願います。

ただ今の説明で利用した資料の詳細について、これから担当が詳細説明を行います。

#### ○事務局

まず初めに、伊予市資源ごみ回収活動事業事務取扱要綱については、再利用可能な資源ごみの回収を自主的に行う市内のボランティア活動団体及びコミュニティー活動団体に対しその活動を奨励し、ごみの資源化及び減量化の推進並びに意識の高揚を図ることを目的として、回収団体へ支払う手数料の取扱いを定めたものです。

第2条は対象団体、第3条には活動条件、第6条では手数料の額が示され、市長は団体が回収した資源ごみに対し、1キロにつき5円以内で市長が適当と認めた額を支払うと定めて、平成23年度から1キロ当たり3円と設定し運用しています。

続きまして、伊予市資源ごみ回収処分事業事務取扱要綱については、資源ごみ回収活動登録団体の回収活動に伴う資源ごみを資源ごみ回収処分業者が再回収し、処分することを目的として、回収業者への支払う手数料の取扱いを定めたものです。

こちら第4条に手数料の額が示され、資源ごみ1キロ当たり5円以内で、市長が必要と認めた額と定めて、平成20年度からは1キロ当たり1円と設定し運用しています。

次の一覧表は、県内市町における資源ごみ回収事業の実施状況でありまして、20市町中事業実施が10市町で、未実施が10市町となっています。伊予市では紙類に1キロ当たり3円であるところ、中予地域では松前町と砥部町が4円で、松山市・東温市・久万高原町は実施しておりません。東予地域では今治市が3円・新居浜市が5円・西条市が4円・四国中央市が5円、南予地域では、宇和島市が実質5円・八幡浜市が5円で西予市が3円で、残りの市町は未実施でした。

取りまとめると3円が3市町・4円が4市町・5円が3市町となっています。これらは回

収団体に対する支払手数料の額ですが、回収業者への支払いについては、先ほど伝えたとおり、伊予市独自の事業となっています。

続いて、5月の下旬に各回収団体にアンケート調査を行った結果です。

平成27年度の登録団体は61団体あり、そのうち回答を得たのは38団体でした。その中で活動実績のある35団体を一覧表にしたものです。具体的な団体名は伏せていますが、主に愛護班や自治会等の地域の団体によって回収が行われているようです。

また、手数料の活用法は活動費として使われているのが大半を占め、イベント費用であったり、地域の備品の購入費用、東日本大震災等の寄附金に当てられているようです。

最後に自由意見の欄を設けていたところ、幾つか意見が書かれていまして、今後も続けていきたいという意見と、活動費に補充している団体には、大変ありがたい事業との意見が書かれていました。

続きまして、古紙価格の推移として関東地区の数値を示したのですが、地域差を考慮して参考にしてください。

その下は、市が回収業者へ支払っている単価の推移です。平成17年から19年度までは1キロ当たり3円の手数料を払い、平成20年度に1円へ改正してから、これまで変更致しておりません。

それらをグラフで新聞紙・雑誌・段ボールの価格の推移を表し、その下に手数料の推移を示しています。それによると平成19年から21年度に向かって古紙価格の上昇が見受けられ、その後少し下落したものの、現在も高い水準で安定推移しているようです。

こうした変動を踏まえて、平成20年度に3円から1円に改正した経緯があるようです。

最後は、資源ごみ回収の流れを簡単に図示した表です。

現在、5月1日に事業を実施した場合の支払い日を表しているのですが、5月1日に各団体が実施し、その報告書を5月2日に提出したと致しましても、回収業者から月ごとに取りまとめた報告書が出るまでは支払い事務に移れないのが現状です。

そのため、どうしても回収業者から報告書が提出されるのが翌月の6月1日となります。それを受けて市役所で支払いに向けた準備をしても最短で7月2日の支払いになるのが現状です。これは最短の場合であって、少しずつ事務が遅れば徐々に支払いが遅れることとなります。

それを今回、回収業者の支払いを0円に見直すことによって、回収業者の市役所への報告義務がなくなり、新たに資源ごみ回収団体に明細書の提出を求めることにすれば、それにより数量の確認が行えます。

また、5月1日に実施した事業の報告書は、最短だと翌日に提出でき、それを受けて市が支払いの手続を行えば、1カ月後の6月2日に支払うことができるようなメリットもできると思います。

資料の説明は、以上といたします。

●会長

ただ今の説明によると、紙ごみの廃品回収といったものに対して伊予市が助成する事業として今後も継続していくことが一つ目、その集まった紙類の重さに応じて回収業者へ1円/kgを払ってきたが、これについては、他の市町も実施していない状況もあるため0円にするということが2つ目、そして、回収団体へ支払いするための提出書類が、両者から出揃わないために遅くなっていたことが、資料を受け取ることができるため、全体的に支払い期間を短縮できることが3つ目であった。

これらのことについて意見や質問はありますか。

私からは、伊予市全域のエリアなのか、それとも旧市町のエリアに限られているのか質問する。

○事務局

現在、登録団体は61団体ありますが、中山地域に登録団体はありません。双海地域と本庁地域の団体で61団体という状況です。

●会長

事業の中身は分かり易いものだから、事務局からの提案に対しての御意見をいただきたい。

◎委員

双海地域で、1週間前に回収したが新聞・雑誌は数年前より大分減り、若い方がごみと一緒に新聞や雑誌を出していることが多くなったのが原因と思われる。自分は婦人会で年2回集めているが、12月は多く集まるのに、6月はほとんどをごみステーションに出す方が多いようだ。若い方にもう少し声かけて回収活動の日まで保管してもらえば良いと思っている。本庁地域はどんな様子なのか。

○事務局

地域別の実績は集計していないため、伊予市全体の故紙類の回収実績を申し上げます。17年度の合併した当初は、団体に対する手数料は3円で825トン集まっていたようです。実質活動団体は51団ですが、26年度の実績になると、委員の言われるとおり回収実績は落ちて484トン、活動団体数はあまり変わらず47団体です。手数料は変えていないため、1団体当たり1回当たりの回収量が少なくなっているのが実情のようです。

古紙の回収については、昔は廃品回収という形で取り組んでいたのですが、市がごみステーションを使って資源ごみの分別回収を進めてきた経緯がございます。曜日を違えて古紙の回収や廃プラスチック、プラスチック容器包装の収集を行い始めたことにより、廃品回収に出さなくてもごみステーションに資源ごみとして排出することが可能になりました。

それまでは、新聞も廃品回収に間に合わなければ燃えるごみとして出していたのですが、

資源ごみ回収を市が行い始めてからは、指定の曜日に古紙を出せばリサイクルに回るようになっています。そうしたシステムの追加で、もしかすると若い方が団体回収まで資源ごみを取り置きしなくなっていることも考えられます。

団体の回収事業については、市が資源ごみとしてステーション回収を行うようになった時点で、この団体回収事業を取り止めた自治体もあるようですが、今回の提案は、アンケート調査の結果、回収活動で得た手数料が有効に使われていることも確認できたため、回収団体への手数料の支払いについては維持をしようとの考えでございます。

●会長

団体の回収の量が減ってきたことは一概に悪いとは言えなさそうだ。もし自治会から回収活動への啓発依頼があるようなら対応する程度で良いと思う。通常の分別回収で対応できているのなら、それで良いと思えるため、回収活動が盛んになったほうが良いかどうかは、また別問題のような気がする。

若い人はごみを溜めておくことはしないようで、大学でもリサイクルについてやり取りしたことがあるが、オイルショックの後に少し紙の使用量減ったが、今は戻って紙全体の生産・消費量は多くなっている。

その中で燃やしてしまっている古紙は、分別回収をやっている地域ではかなり減っていると思うが、それをさらに積極的に地域ぐるみで進める意味での団体による紙の回収というのは、市の行政としては出しっぱなしの事業と思うが、これを続けていこうという考え方で、回収業者の分を0円にしたいという諮問に対して反対意見とかあるか。

[特に意見なし]

●会長

特に意見がないため、全員賛成ということで扱いたい。

こうした事業があることを丁寧に啓発して、最初のうち制度変更による間違いが頻発しないように、よろしく願いたい。

○事務局

早速、中山地域につきましては、区長会等の開催機会を利用して、これらの事業について説明を行いたいと思います。

●会長

では、2番目の案件はこれで終えて、次に、3番目の今後の審議日程について、事務局からお願いします。

○事務局

今後の審議日程について説明いたします。

本日、審議いただいたことにより、第3回では、引き続き合併浄化槽の整備計画に関する事業の一本化について審議いただくことになりました。第1回審議会にて、第3回は7月末で時

間は14時から開催という提案をいただいておりますことから、7月29日水曜日14時からが適当ではないかと考えております。

●会長

7月29日の水曜日14時からで、いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

では、この日時で、開催することとする。

○事務局

7月29日水曜日14時からで、よろしく申し上げます。

●会長

それ以降、何か予定があるか。

○事務局

今のところ特段の事項は予定しておりません。開催の必要が生じた場合には、事前に連絡させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●会長

そのようにする。

その他、何か予定されているものはあるか。

○事務局

特に予定しておりません。

●会長

以上で議事を終了する。御協力ありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、第2回伊予市環境審議会の全ての予定は終了いたしましたので、閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時50分 閉会